

○札幌市図書館条例

昭和25年4月21日条例第20号

最終改正平成28年6月3日条例第41号

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

第2条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、図書、記録その他必要な資料に関する調査研究、指導その他の業務を行う。

第3条 図書、記録その他の資料の閲覧及び利用は、無料とする。

第4条 館内で図書を閲覧するときは、教育委員会の定める手続によらなければならない。

第5条 教育委員会が定める一定の条件を備えるものは図書を館外に借り出して、閲覧することができる。

2 前項により借り出して閲覧をなそうとするときは、教育委員会の定めるところにより館長の許可を受けなければならない。

第6条 館長は、次に掲げる者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他に迷惑を及ぼす者
- (2) その他館長が館内の秩序を乱すおそれがあると認める者

第7条 入館者は、すべてこの条例及びこれに基づく規定並びに館員の指示に従い秩序を守らなければならない。

第8条 図書館は、一般の利用に供する目的で、図書、記録その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

第9条 寄託を受けた図書、記録その他の資料は、別段の契約がある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いとする。

第10条 寄託を受けた図書、記録その他の資料が火災、盗難その他不可抗力の災害により損害を受けた場合においては、市はその責を負わない。

第11条 法第14条第1項の規定に基づき、札幌市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第12条 この条例について必要な事項は教育委員会が定める。

附 則（略）

別表

名称	位置
札幌市中央図書館	札幌市中央区南22条西13丁目
札幌市新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目
札幌市元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目
札幌市東札幌図書館	札幌市白石区東札幌4条4丁目
札幌市えほん図書館	札幌市白石区南郷通1丁目南
札幌市厚別図書館	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市西岡図書館	札幌市豊平区西岡3条6丁目
札幌市清田図書館	札幌市清田区平岡1条1丁目
札幌市澄川図書館	札幌市南区澄川4条4丁目
札幌市山の手図書館	札幌市西区山の手4条2丁目
札幌市曙図書館	札幌市手稲区曙2条1丁目